

新フレームワークの特徴として次の3点を挙げておきたい。

・2010年フレームワークがカバーしていなかった表示および開示などの領域も含め、財務諸表による外部報告のおおむね全局面<sup>3)</sup>を扱っている。

・カバー範囲の拡大を反映し、従来の4章構成(内容が存在しなかった2010年フレームワークの第2章を除けば、実質的には3章構成)から8章構成に大きく構成が変更されている。

・2010年フレームワークは財務報告の目的などの総論部分の比重が高かったが、新フレームワークでは各論にあたる財務諸表の構成要素、認識および認識の中止、測定などの比重が高まっている。

ここからは、新フレームワークの構成に沿って、その主要な内容と影響を読み解いていく。

(3) 新フレームワークは、第1章および第2章においては財務報告を対象としているが、第3章以降は財務報告の一形態である財務諸表が対象となっている。このため、たとえば経営者による説明(Management Commentary)などを含む財務報告の全領域は完全な形で扱われていない。その意味では、新フレームワークは、その実際の名称とは異なり、財務諸表の概念フレームワークというべき存在に留まっている。

## Part 2

# 旧FWから何がどう変わった? 新概念フレームワークの 内容と影響

## I 新フレームワークの 位置づけと目的

### 旧フレームワーク からの主な変更点

新フレームワークは、2010年フレームワークにおける位置づけと目的をおおむね踏襲しつつ、図表4のとおり一定の変更を加えている。図表4において変更点①として示したフレームワークの目的の集約についての具体的な内容は図表5のとおりである。

### 変更の影響

図表4の最上段の項目に示したと

おり、個別の会計処理に関してIFRS基準書がフレームワークに優先するという位置づけは新フレームワークにおいても踏襲された。このため、これまで適切に個別のIFRS基準書に基づき実施してきた会計処理に新フレームワークがただちに影響を及ぼすことはない。

### (1) フレームワークの目的と集約

また、フレームワークの目的の集約(図表4の変更点①)が、IFRSに基づく財務諸表の作成・監査・利用の局面に実態的な影響を及ぼすことは考えにくい。新フレームワーク

では、2010年フレームワークの目的の一部が明示されていないが(図表5の2010年フレームワークの目的(c)および目的(g)、こうした利用目的はフレームワークにおける記述の有無自体によって否定・制限される性格のものでもない。

### (2) 個別基準書との乖離の説明義務の明示

個別基準書との乖離の説明義務の明示(図表4の変更点②)については、将来のIASBの基準開発における手続を規定するものである。たとえば、新フレームワークと乖離した基準を設けて理由を説明した場